

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 2 回 総 会

平成 29 年 10 月 27 日 (金)

名護市農業委員会 第2回総会

開催日時 平成29年10月27日(金)午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2・第3会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

オブザーバー(農地利用最適化推進委員)

13番	野原 三喜郎	14番	伊波 興助	15番	比嘉 政昭
16番	上間 光成	17番	宮里 強	18番	欠 席
19番	比嘉 勲	20番	具志堅 興一	21番	塩浜 康允
22番	山城 秀樹	23番	平 智昭	24番	伊波 實
25番	宮城 直人				

欠 席 者 18番 玉城 政和(農地利用最適化推進委員)

議事録署名人 3番 前川 好男 4番 宮城 政喜

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

- 議 案
- 第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて
 - 第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号 農地転用事業計画変更承認申請について
 - 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第6号 農用地利用集積計画の意見決定について
 - 第7号 現況証明願いについて
 - 報 告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長（8番） これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は3番と4番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第2回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第6号農用地利用集積計画に関する意見についてと報告の農用地利用配分計画案に関する意見についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第6号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをご覧ください。平成29年10月24日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人7名。譲受人6名。設定筆数8筆、面積36,017㎡。内 賃借権4筆、使用貸借権1筆、所有権移転3筆となっています。詳細については、12ページをご覧ください。

1番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、親子間の贈与で、作物はマンゴー、アテモヤとなっています。稼動人員は2人。稼動日数は250日です。

2番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は牧草となっています。稼動人員は2人。稼動日数は250日です。また、雇用が1人で稼動日数は50日です。

3番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の賃借権で、作物はゴーヤー、インゲンとなっています。稼動人員は1人。稼動日数は250日です。

4番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は牧草となっています。稼動人員は2人。稼動日数は250日です。

5番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10年間の使用貸借権で、作物はさとうきびとなっています。また、6番は、譲受人が5番と同一で、5年間の賃借権で、作物はさとうきびとなっています。稼動人員は1人で家族の方が補助として1人手伝うそうです。稼動日数は250日です。

7番と8番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物は、マンゴー、パイン、パッションフルーツとなっています。稼動人員は3人。稼動日数は主が250日、補助者が180日です。

以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第6号について質疑はございませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第6号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。
- 議長（8番） 次に報告 農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料の14ページをご覧ください。以前に農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地の転貸先が決まりましたので、ご報告します。●● ●番地と●● ●番地の2筆。転貸先は●の●さん。借受期間は、平成29年1月4日から平成39年1月3日までの10年間。作物はパインで、規模拡大を図るための賃貸借となっています。報告は以上です。
- 議長（8番） 事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご意見等ございますか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なしとのことです。農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします。
- 議長（8番） 議案第2号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料1ページをご覧ください。●● ●番地。登記、現況ともに畑。農振農用地内で1,416㎡。この土地の競売に当たり、●の●さんから買受適格証明願いが出されています。稼働人員2名、稼働日数は150日、補助者が80日。作物は野菜で、規模拡大を行うための申請となっていますので、下記のとおり、付帯決議を付して、許可相当としたいと考えています。
- 付帯決議、農地買受適格証明書の交付の決定をした上記の者が、当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、許可をしても差し支えない。
- 議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました。議案第2号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第2号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについては、付帯決議を踏まえ可決といたします。
- 議長（8番） 議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料2ページをご覧ください。
- 整理番号1番と2番は、土地の交換のための所有権移転となっています。
- 整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が1,040㎡。●の●さんから●の●さんへ。従事者2名。稼働日数250日。計画作物はサトウキビ

です。

整理番号2番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が 1,033 m²。●の●さんから●の●さんへ。従事者1名。稼働日数 200 日。計画作物は野菜とマンゴーです。

整理番号3番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が 2,142 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための使用貸借となっています。譲受人は、2番と同じ者となっています。

整理番号4番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が 766 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための所有権移転となっています。従事者1名。稼働日数 150 日。計画作物はサトウキビです。

整理番号5番 ●●●番地、農振農用地内で面積が 5,270 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための親子間の有償移転となっています。従事者2名。稼働日数主 200 日、補助者 60 日。計画作物は野菜とタンカンです。

整理番号6番 ●●●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地外で、4筆合計面積が 514 m²。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための所有権移転となっています。従事者3名。稼働日数 200 日。計画作物はバナナです。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長(8番) 事務局から説明がありました議案第3号について質疑はございませんか。
委員 稼働日数が 150 日となっているのが多いように思えるが、例えば会社員などで、150 日を確保するのは可能なのか。

事務局 常用で勤務されている方であれば、年間 150 日は難しいと思うが、自営業や建築関係等で仕事を受けてその期間だけ働いている者などであれば、十分に可能であると思います。

委員 わかりました。

議長(8番) ほかに、質疑等ございませんか。

委員 異議なし。

議長(8番) 質疑が無いようなので、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長(8番) 議案第3号整理番号1番から6番については可決といたします。

議長(8番) 議案第4号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料4ページをご覧ください。

整理番号1番 ●●●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で3筆

合計面積が 415 m²。同地は、すでに 4 条許可を受けていますが、今回、市道の拡張工事により、敷地の一部を提供するため、敷地面積の変更を行います。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 4 号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 異議が無いようなので、議案第 4 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8 番） 議案第 4 号 は可決といたします。

議長（8 番） 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 資料の 5 ページをご覧ください。

議長（8 番） 整理番号 1 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 378 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 5.5ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 2 番 ● ●番地。農振農用地外で面積が 341 m²。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための使用貸借となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

整理番号 3 番 ●● ●番地、●番地、●番地の 3 筆。農振農用地外で 3 筆合計面積が 894 m²ですが、土地区画整理事業地となっていますので、換地後は 496 m²となります。二世帯住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

整理番号 4 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 654 m²。共同住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 0.2ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 5 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 338 m²。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 0.5ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 6 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 163 m²。事務所建築のための所有権移転となっています。すでに事務所が建築されているため、始末書を提出しています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地

が 0.5ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 7 番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の 5 筆。農振農用地外で 5 筆合計面積が 1,494 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 0.5ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 8 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 2,361 m²の内 429 m²。●の●さんほか 1 人から●の●さんへ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、その他 2 種農地で、一団の農地が 5.2ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 9 番 ●● ●番地、●番地、●番地の 3 筆。農振農用地外で 3 筆合計面積が 252 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸資材場として活用するための所有権移転となっています。

整理番号 10 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 82 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸資材場として活用するための所有権移転となっています。

整理番号 11 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 60.26 m²。●の●さんから●の●さんへ。資材場として活用するための所有権移転となっています。

整理番号 12 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 23 m²。●の●さんから●の●さんへ。資材場として活用するための所有権移転となっています。整理番号 9 番から 12 番の土地を活用し、資材置場とするものです。農地区分は、市街地近接の 2 種農地で、一団の農地が 0.3ha。市街地に近い 10ha 未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。なお、10 番、11 番、12 番については、すでに資材置場として利用しているため、始末書を提出させています。

整理番号 13 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 24 m²。●の●さんから●の●さんへ。墓地として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

整理番号 14 番 ●● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 397 m²。●の●さんほか 5 人から●の(株)●へ。建売住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 5 号について質疑はございませんか。
委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から14番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第7号 現況証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 資料13ページをご覧ください。● ●番地。農振農用地外で、面積が530㎡。所有者が●の●さん。現況証明の事由としましては、復帰前の昭和47年5月15日以前から住宅として使用されているとのことです。

議長（8番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11番) 現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、復帰以前宅地として利用されており、現在も宅地として使用されているため、非農地と判断します。

議長（8番） 説明がありました議案第7号について質疑はございませんか。

事務局 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第7号現況証明願いについては、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第2回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 前川 好男 印

署名委員 宮城 政喜 印